知多市公告第１２９号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、送付すべき書類は、知多市総務部収納課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するものとする。

令和８年１０月２９日

知多市長　伊　藤　清一郎

送達を受けるべき者	住　　所 （所在地）	（省略）
	氏　　名 （名　称）	（省略）
送達すべき書類名		配当計算書（謄本）　充当通知書　差押解除通知書

備考　この書類は、地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなす。